

ブラジル

2019年9月26日 決議 INPI/PR No. 250

主題: INPI により提供される業務に対する新手数料納付一覧及び該当する場合の手数料減額の公告

目次

第1条

第2条

第3条

第4条

INPI により提供される業務に対する手数料納付一覧

特許に関する業務

商標に関する業務

意匠に関する業務

ライセンス契約、技術移転及びフランチャイズに関する業務

地理的表示に関する業務

集積回路・回路配置に関する業務

ソフトウェアに関する業務

コース及びプログラムにおける技術情報普及に関する業務

国家産業財産権庁(INPI)の長官は、与えられた権限、2014年3月7日大臣令 MDIC No. 39 に基づき付与された権限を行使し、及び
2019年9月26日に連邦官報に公告された INPI により提供される業務に対する手数料納付一覧を承認する経済省大臣令 No. 516/2019 を考慮して、

新たな業務の創出を含む、革新を促進する機関の目的及び INPI により提供される業務に対する手数料納付一覧を更新する必要性を考慮し、

資金が限定的な事業体に対するものを含む、ブラジルの技術革新の保護増強により、工業所有権制度を強化する国家利益を考慮し、

法律で定義され、他と区別される零細企業及び小企業の法的取扱いを規定する連邦憲法第 179 条を考慮し、

次のことを合意する。

第 1 条 添付の一覧のとおり、INPI により提供される業務に対する新手数料納付一覧を公告すること。

第 2 条 INPI により提供される業務に対応する手数料納付のうち、
2006年12月14日補充法 No. 123 及び 2015年10月6日法律 8538 に定義する零細企業、個人事業主並びに小企業、教育研究機関及び公共団体が納付すべき納付に関し、自身の書類に係る場合は、添付の一覧のとおり、最大 60%の減額を受けられるものとする。

第 3 条 ブラジル連邦共和国により決定された本合意に基づき、紙面による出願は特許協力条約(PCT)と関連する業務においてのみ受理される。当該出願は郵送でのみ受領される。

第 4 条 本決議は、2019年10月2日より施行し、同日付で 2017年9月4日 INPI 決議 No. 200, 2018年11月7日 INPI 決議 No. 228 及び 2014年3月10日 INPI 決議 No. 129 は廃止される。

2019年9月26日、リオデジャネイロにおいて

経済省
国家産業財産権庁

INPI により提供される業務に対する手数料納付一覧

特許に関する業務

コード	業務	料金(単位:BRL)	減額後料金(*)
(I) 出願及び登録			
200	国内発明出願, 国内実用新案出願, 追加出願の 証明書及びPCT国内段階への移行		
	- 電子的手段による	175	70
	- 紙面による(PCTは郵送でのみ)	260	195
202	早期公開(申請の対象でないもの)	175	70
203	発明の審査請求(申請の対象でないもの) - 10請求項まで	590	236
	- 10請求項を超える場合	11~15請求項は1請求項 につきBRL100.00,	11~15請求項は1請求項 につきBRL40.00,
		16~30請求項は1請求項 につきBRL200.00,	16~30請求項は1請求項 につきBRL80.00,
		31請求項以上は1請求 項につきBRL500.00	31請求項以上は1請求項 につきBRL200.00
	を加算	を加算	
204	実用新案の審査請求(申請の対象でないもの)	380	152
205	追加の審査請求の証明書(申請の対象でないもの)	190	76
206	方式審査から生じる要件の遵守	免除	免除
207	要件の遵守		
	- 電子的手段による	90	36
	特許証又は追加証明書の発行(申請の対象でないもの)		
212	- 通常期間内	235	94
213	- 特別期間内	475	190
281	発明, 実用新案, 第1回目の追加証明書の宣言書	195	78
284	INPIがISA/IPEAとして審査した出願についての PCT経由の発明の審査請求(申請の対象でないもの) - 10請求項まで	390	156
	- 10請求項を超える場合	11~15請求項は1請求項 につきBRL100.00,	11~15請求項は1請求項 につきBRL40.00,
		16~30請求項は1請求項 につきBRL200.00,	16~30請求項は1請求項 につきBRL80.00,
		31請求項以上は1請求 項につきBRL500.00	31請求項以上は1請求項 につきBRL200.00
	を加算	を加算	
285	INPIがISA/IPEAとして審査した出願についての PCT経由の実用新案の審査請求(申請の対象でないもの)	295	118

コード	業務	料金(単位:BRL)	減額後料金(*)
(II) 年次維持手数料の納付(申請の対象でないもの)			
	発明特許出願の年次維持手数料		
220	- 通常期間内	295	118
221	- 特別期間内	590	236
	通常期間内の発明特許の年次維持手数料		
222	- 第3年から第6年まで	780	312
224	- 第7年から第10年まで	1,220.00	488
226	- 第11年から第15年まで	1,645.00	658
228	- 第16年以降	2,005.00	802
	特別期間内の発明特許の年次維持手数料		
223	- 第3年から第6年まで	1,565.00	626
225	- 第7年から第10年まで	2,440.00	976
227	- 第11年から第15年まで	3,295.00	1,318.00
229	- 第16年以降	4,005.00	1,602.00
	追加証明書申請の年次維持手数料		
230	- 通常期間内	105	42
231	- 特別期間内	215	86
	通常期間内の追加証明書の年次維持手数料		
232	- 第3年から第6年まで	235	94
234	- 第7年から第10年まで	365	146
236	- 第11年から第15年まで	475	190
238	- 第16年以降	605	242
	特別期間内の追加証明書の年次維持手数料		
233	- 第3年から第6年まで	475	190
235	- 第7年から第10年まで	735	294
237	- 第11年から第15年まで	950	380
239	- 第16年以降	1,210.00	484
	実用新案出願の年次維持手数料		
240	- 通常期間内	200	80
241	- 特別期間内	405	162
	通常期間内の実用新案特許の年次維持手数料		
242	- 第3年から第6年まで	405	162
244	- 第7年から第10年まで	805	322
246	- 第11年以降	1,210.00	484
	特別期間内の実用新案特許の年次維持手数料		
243	- 第3年から第6年まで	805	322
245	- 第7年から第10年まで	1,610.00	644
247	- 第11年以降	2,415.00	966
(III) 行政上の審判請求及び無効請求			
214	発明特許, 実用新案又は追加証明書の審判請求	1,065.00	426
215	発明特許, 実用新案又は追加証明書の行政上の無効請求	1,065.00	426
216	設定された無効請求に対する, 特許又は追加証明書の所有者による異議	265	106
272	審判請求で述べる技術的意見についての宣言書	免除	免除
280	審判請求/無効請求に関する要件の遵守	440	176
282	無効請求中の当事者による召喚意見についての宣言書	265	106
295	審判請求/無効請求に対する応答書	90	36
296	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	免除	免除
(IV) 移転, 登録の訂正及び是正			
248	名称, 法人名, 登録事務所及び/又は宛先の変更	7	2.8
249	所有者の移転に関する注記	90	36
261	工業所有権公報(RPI)における公告時の誤記の修正	免除	免除

コード	業務	料金(単位:BRL)	減額後料金(*)
(V) 一般的な業務			
208	出願、特許又は追加証明書の回復(年次手数料の納付をしなかったことによるもの)	440	176
209	出願の再開	440	176
210	技術的審査への追加手数料の提出	免除	免除
217	追加証明書の存在の分析	265	106
218	許諾の検討又は更新の目的での特許ライセンス許諾	115	46
259	手数料納付証明	免除	免除
260	その他の申請	90	36
294	発明、実用新案又は追加証明書の有効期限	1,065.00	426
263	優先審査	免除	免除
275	該当する場合、決議No. 81/13第7.1条又は第15条に従う生物学的配列表の提出	免除	免除
277	優先共同審査	1,775.00	710
278	地域共同審査	440	176
279	戦略的優先審査(グリーン特許)	890	356
(VI) 放棄及び取下げ			
258	放棄又は取下げ	免除	免除
(VII) 延長請求			
256	利害関係人の請求による延長請求	90	-
257	INPIに起因する過失による延長請求	免除	免除
(VIII) 証明書、謄本及び写真複写			
219	INPIでの特許出願の進展、及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第70.9条に規定する要件の部分遵守の適用上海外で付与された特許との一致に関する証明書	950	380
250	手続に関する書類の証明	65	-
251	所有者調査証明書	65	-
252	2通目の特許証又は追加証明書の複写発行	140	-
253	同盟国における優先権主張適用のための謄本	135	-
265	出願人又はその代理人用の無料技術的審査意見の複写	免除	免除
824-4	単なる写真複写 - 4ページまで	7	-
	- 4ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.20を加算して納付する	-
825-4	認証謄本 - 4ページまで	14	-
	- 4ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.40を加算して納付する	-
(IX) 特許性に係る予備的意見			
276	特許性に係る調査及び予備的意見	890	356
283	予備的意見についての宣言書	免除	免除
286	調査及び予備的意見の追加	800	320

コード	業務	料金(単位:BRL)	減額後料金(*)
(X) PCT経由の手續の国際段階(電子的手段による又は郵送による)			
201	PCTの条件に基づく国際出願の送付		
	- 電子的手段による	175	70
	- 紙面による(郵送でのみ)	260	104
266	PCTの条件(PCT規則16)に基づく国際調査		
	- 電子的手段による	1,685.00	674
	- 紙面による(郵送でのみ)	2,525.00	1,010.00
267	PCTの条件(PCT規則40.2)に基づく追加の国際調査		
	- 電子的手段による	1,360.00	544
	- 紙面による(郵送でのみ)	2,040.00	816
268	PCTの条件(PCT規則58)に基づく国際審査		
	- 電子的手段による	630	252
	- 紙面による(郵送でのみ)	945	378
269	PCTの条件(PCT規則68.3)に基づく追加の国際審査		
	- 電子的手段による	365	146
	- 紙面による(郵送でのみ)	545	218
270	PCTの国際段階(PCT規則44.3(b), 71.2及び94.2)に関する1ページ当たりの書類の複写		
	- 電子的手段による	1.5	0.6
	- 紙面による(郵送でのみ)	2	0.8
271	PCT国内段階に移行するための権利回復(PCT規則49.6)		
	- 電子的手段による	90	-
	- 紙面による(郵送でのみ)	135	-
287	PCTの条件(PCT規則12.3(e), 16の2.2, 45の2.4(c)及び58の2.2)に基づく遅延手数料の納付	不定	-
288	PCTの条件(PCT規則45の2.3)に基づく補充国際調査	2,720.00	1,088.00
289	PCTの条件(PCT規則45の2.4(b))に基づく追加の補充国際調査	2,195.00	878
290	発明の単一性欠如による再調査 - PCTの条件(PCT規則45の2.6(c))に基づく補充調査	1,220.00	488
291	発明の単一性欠如による請求 - PCTの条件(PCT規則40.2(e)及び68.3(e))に基づく国際調査及び国際予備審査		
	- 電子的手段による	1,220.00	488
	- 紙面による(郵送でのみ)	1,830.00	732
292	PCTの条件(PCT規則13の3.1(c))に基づく国際調査機関からの請求による配列表の提出		
	- 電子的手段による	180	72
	- 紙面による(郵送でのみ)	270	108
293	PCTにより手續が行われる下記の手数料の送金 PCT経由での国際特許出願, 管轄国際機関が海外にある場合の予備的国際調査及び審査, 並びに予備的国際審査及び追加調査(PCT規則15, 16及び57.45の2.2)	不定	-
(XI) 遺伝遺産			
264	国家遺伝遺産サンプルにアクセスするための許可番号に関する情報	免除	免除
273	国家遺伝遺産サンプルへのアクセスに関する拒否回答	免除	免除
(XII) 管理			
800	手数料納付の追加 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	不定	-
801	納付の還付 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	免除	免除

商標に関する業務

コード	業務	料金(単位:BRL)
(I) 商標登録出願		
389	商標登録出願手数料(事前承認明細書を有するもの) - 1類につき	355
394	商標登録出願手数料(自由入力明細書を有するもの) - 1類につき	415
3001	手続の分割	870
338	登録出願の一部としての方式審査から生じる要件の遵守	140
382	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	140
381	書類の提出	70
332	異議申立手数料- 1類につき	355
339	宣言書	280
340	要件の遵守	140
379	申請への追加	70
386	追加の優先権主張	70
(II) 商標登録の付与及び期間延長		
	商標登録が有効な最初の10年及び登録証の発行	
372	- 通常期間内に行われた納付手数料- 1類につき	745.00
373	-特別期間内に行われた納付手数料- 1類につき	1,115.00
	商標登録の更新及び登録証の発行	
374	- 通常期間内に行われた納付手数料- 1類につき	1,065.00
375	-特別期間内に行われた納付手数料- 1類につき	1,610.00
382	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	140
(III) 審判請求		
333	商標に対する審判請求(商標登録出願の拒絶に対するものを除く)	475
3000	商標登録出願の拒絶に対する審判請求手数料 - 1類につき	475
3003	手続の分割に係る審判請求	
	- 1の類	1,345.00
	- 追加の類	1の類を追加するごとに、 業務の料金にBRL475.00を 加算する。
3015	審判請求/無効請求に対する応答	280
376	審判請求で述べる意見についての宣言書	免除
3016	審判請求/無効請求に関する要件の遵守	140
382	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	140
379	申請への追加	70
381	書類の提出	70
(IV) 行政上の無効請求		
336	商標登録の行政上の無効請求手数料- 1類につき	590
3015	審判請求/無効請求に対する応答	280
3016	審判請求/無効請求に関する要件の遵守	140
382	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	140
379	申請への追加	70
381	書類の提出	70

コード	業務	料金(単位:BRL)
(V) 登録抹消		
337	抹消手続 - 1類につき	590
339	宣言書	280
340	要件の遵守	140
382	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	140
379	申請への追加	70
381	書類の提出	70
(VI) 移転, 登録の訂正, その他の注記及び是正		
348	名称, 登録事務所及び/又は宛先の変更	35
380	限定又は債務に関する注記	70
349	所有者の移転に関する注記	
	- 第1回目の手続	180
	- 追加の手続(譲受人又は譲渡人が同一であることを条件とする)	85
3002	手続の分割を有する所有者の部分移転の注記	1,050.00
378	利害関係人に起因する過失による手続に係わるデータの訂正	70
366	工業所有権公報(RPI)における公告時の誤記の修正	免除
379	申請への追加	70
381	書類の提出	70
340	要件の遵守	140
382	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	140
(VII) 代理人に関する申請		
385	代理人の任命, 除名又は交代	70
387	代理人の権原の終了	70
381	書類の提出	70
340	要件の遵守	140
382	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	140
(VIII) 放棄及び取下げ		
383	商標登録の放棄	免除
384	申請の放棄	免除
388	登録出願の取下げ	免除
3017	商標登録の部分放棄	140
3018	登録出願の部分取下げ	140
379	申請への追加	70
(IX) 延長請求		
342	INPIに起因する過失による延長請求	免除
341	利害関係人の請求による延長請求	95
340	要件の遵守	140
382	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	140

コード	業務	料金(単位:BRL)
(X) 証明書, 謄本及び写真複写		
350	手続に関する書類の証明(申請の対象でないもの)	85
377	商品又はサービスの類による商標調査証明書	60
347	所有者による商標調査証明書	35
352	同盟国における優先権主張適用のための謄本	140
824	単なる写真複写	
	- 4ページまで	7
	- 4ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.20を加算して納付する
825	認証謄本	
	- 4ページまで	14
	- 4ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.40を加算して納付する
351	2通目の商標登録証の複写発行(申請の対象でないもの)	140
(XI) 相談		
358	商標の図形的要素の分類についての委員会への相談	170
357	商品及びサービスの分類についての委員会への相談	
	- 5の商品又はサービスまで	170
	- 5を超える商品又はサービス	1の商品又はサービスを追加するごとにBRL20.00を業務の料金に加算する
(XII) 著名		
393	著名認知のための申請	37,575.00
362	著名の根拠に基づく審判請求	2,345.00
3015	審判請求/無効に対する応答書	280
3016	審判請求/無効に関する要件の遵守	140
361	著名の根拠に基づく宣言書	710
340	要件の遵守	140
379	申請への追加	70
381	書類の提出	70
382	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	140

コード	業務	料金(単位:BRL)
(XIII) マドリッド議定書		
3004	国際事務局への提出のための国際出願証明書(マドリッド議定書第2条) - 1の類当たりの料金	406
3005	国際出願証明書における抵触の是正(マドリッド議定書規則の規則9)	313
3006	国際事務局が発する国際出願における不遵守の宣言(マドリッド議定書規則の規則11, 12及び13)	313
3007	国際登録を国際事務局に転送する請求の確認及び転送(マドリッド議定書第9条)	180
3008	国際登録の取消から生じる国内出願に基づき受領した指定の変更(マドリッド議定書第9条の5)	510
3009	受領した指定についての国内登録への代替の注記(マドリッド議定書第4条の2)	510
3010	証明不備による国際出願のデータの是正(マドリッド議定書規則の規則28)	免除
3011	受領した指定手数料(マドリッド議定書第3条の3) - 1類につき	415
3012	登録付与及び証明書の発行手数料(マドリッド議定書第8条(7)からiiまで及びマドリッド議定書規則の規則34(3)) - 1類につき	745
3013	延長手数料(マドリッド議定書第7条及び第8条(7)からiiまで並びにマドリッド議定書規則の規則30) - 1類につき	1,065.00
3014	受領した指定, 登録付与及び証明書の発行(マドリッド議定書第8条(7))	1,160.00
(XIV) 管理		
800	納付の追加 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	不定
801	納付の還付 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	免除

意匠に関する業務

コード	業務	料金(単位:BRL)
(I) 登録出願		
100	意匠登録出願	235
102	意匠の秘密請求	95
103	新規性及び独創性に対して付与される登録の審査請求	355
104	方式審査から生じる要件の遵守	免除
105	要件の遵守	120
(II) 登録の維持及び延長(申請の対象でないもの)		
	第2期5年間	
129	- 通常期間内	425
130	- 特別期間内	850
	意匠登録の更新(延長+5年間)	
131	- 通常期間内	570
132	- 特別期間内	1,140.00
(III) 審判請求及び無効請求		
106	意匠の審判請求	380
107	意匠の無効請求	475
108	設定された無効請求に対する, 所有者による反論	285
134	審判請求で述べる技術的意見についての宣言書	免除
136	審判請求/無効請求に対する答弁書	90
137	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	免除
135	審判請求/無効請求に関する要件の遵守	120
(IV) 移転, 登録の修正, その他の注記及び訂正		
113	名称, 法人名, 登録事務所及び/又は宛先の変更	15
114	所有者の移転に関する注記	120
126	INPIに起因する誤記の訂正請求	免除
128	記録された延長を注記する意匠登録証の送付	免除
(V) 一般的な業務		
124	手数料納付証明(要件を遵守している場合も含む)	免除
125	その他の申請	120
(VI) 放棄及び取下げ		
123	出願の放棄及び取下げ, 又は登録の取下げ	免除
133	申請の放棄	免除

コード	業務	料金(単位:BRL)
(VII) 延長請求		
121	利害関係人の請求による延長請求	120
122	INPIに起因する過失による延長請求	免除
(VIII) 証明書, 謄本及び写真複写		
117	2通目の意匠登録証の複写発行	140
115	手続に関する書類の証明	85
116	所有者調査証明書	85
118	同盟国における優先権主張適用のための謄本	180
824-5	単なる写真複写 - 4ページまで	7
	- 4ページ超	追加納付サービス (コード800)経由で 1ページ追加するご とにBRL0.20を加算 して納付する
825-5	認証謄本 - 4ページまで	14
	- 4ページ超	追加納付サービス (コード800)経由で 1ページ追加するご とにBRL0.40を加算 して納付する
(IX) 管理		
800	納付の追加 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」) を提供する	不定
801	納付の還付 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」) を提供する	免除

ライセンス契約、技術移転及びフランチャイズに関する業務

コード	業務	料金(単位:BRL)
(I) 登録様式		
422	登録様式	免除
(II) 相談		
410	相談	260
(III) 登録申請及び承認		
400	技術供給契約(ノウハウ)の登録申請	2,250.00
401	技術及び科学支援業務契約の登録申請	2,250.00
406	請求書の登録申請	1,140.00
404	フランチャイズ契約の登録申請	2,250.00 1の出願又は登録につきBRL185.00を加算する(原契約に追加されたもので補遺書に含まれることによって15を超える場合も該当)
	- 15の出願又は登録まで	
402	商標使用に対するライセンス契約の承認申請	2,250.00 1の商標出願又は登録につきBRL185.00を加算する(原契約に追加されたもので補遺書に含まれることによって15を超える場合も該当)
	- 15の出願又は登録まで	
403	特許使用に対するライセンス契約の承認申請	2,250.00 1の出願又は特許につきBRL185.00を加算する(原契約に追加されたもので補遺書に含まれることによって15を超える場合も該当)
	- 15の出願又は特許まで	
427	商標移転契約の承認申請	2,250.00
428	特許移転契約の承認申請	2,250.00
426	特許使用に対する必須ライセンスの承認申請	2,250.00
425	意匠使用に対するライセンス契約の承認申請	2,250.00 1の意匠につきBRL185.00を加算する(原契約に追加されたもので補遺書に含まれることによって15を超える場合も該当)
	- 15の出願又は登録まで	
433	集積回路・回路配置に対するライセンス契約の承認申請	2,250.00 1の集積回路・回路配置につきBRL185.00を加算する(原契約に追加されたもので補遺書に含まれることによって15を超える場合も該当)
	- 15の出願又は登録まで	
434	集積回路・回路配置の移転契約の承認申請	2,250.00
435	集積回路・回路配置の使用に対する必須ライセンスの承認申請	2,250.00
(IV) 審判請求		
416	審判請求	590
432	審判請求に関する要件の遵守	130
437	審判請求に対する応答書	90
438	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	免除
439	申請への追加	70
440	書類の提出	70

コード	業務	料金(単位:BRL)
(V) 修正		
407	承認証明書の修正	950
420	承認証明書の登録データの修正	130
408	INPIに起因する誤記による承認証明書の登録データの修正	免除
431	工業所有権公報(RPI)における公告時の誤記の修正	免除
(VI) 一般的な業務		
412	要件の遵守	120
423	その他の申請	120
(VII) 放棄		
421	承認請求の放棄及び手続の保管	免除
(VIII) 証明書及び写真複写		
415	2通目の承認証明書の複写発行	140
413	契約に関する書類の証明	85
824-7	単なる写真複写	
	- 4ページまで	7
	- 4ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.20を加算して納付する
825-7	認証謄本	
	- 4ページまで	14
	- 4ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.40を加算して納付する
(IX) 管理		
800	納付の追加 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	不定
801	納付の還付 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	免除

地理的表示に関する業務

コード	業務	料金(単位:BRL)
(I) 登録出願		
600	原産地表示の認定登録出願	590
601	原産地名称の認定登録出願	2,135.00
602	地理的表示の認定登録出願に異議を唱える第三者による宣言書	235
604	要件の遵守	120
(II) 審判請求		
622	地理的表示の審判請求	275
624	地理的表示の審判請求の一部としての宣言書又は反論	210
626	審判請求に対する応答	90
627	申請における遵守の審査から生じる要件の遵守	免除
628	申請への追加	70
629	書類の提出	70
(III) 修正		
619	工業所有権公報(RPI)における公告時の誤記の修正	免除
620	名称, 法人名, 登録事務所及び/又は宛先の変更	60
625	原産地表示の登録の原産地名称への変更	2,135.00
630	原産地名称の登録の原産地表示への変更	590
631	下記の変更 地理的名称及びその図式的又は象徴的な表現の点での原産地表示の登録(元の主要部を維持するもの), 地理的領域の定義, 及び/又は一連の技術仕様 - 1点	240
	- 1点追加するごとに	追加納付サービス(コード800) 経由で1点追加するごとに BRL240.00を加算して納付する
632	下記の変更 地理的名称及びその図式的又は象徴的な表現の点での原産地名称の登録(元の主要部を維持するもの), 地理的領域の定義, 及び/又は一連の技術仕様 - 1点	480
	- 1点追加するごとに	追加納付サービス(コード800) 経由で1点追加するごとに BRL480.00を加算して納付する
633	商品及び/又はサービスの名称を含む又は削除するための登録の変更, 及び/又は図式的/象徴的な表現の変更	120
(IV) 一般的な業務		
615	手数料納付証明(要件を遵守している場合を含む)	免除
618	その他の申請	120

コード	業務	料金(単位:BRL)
(V) 放棄及び取下げ		
614	放棄又は取下げ	免除
(VI) 延長請求		
607	利害関係人の請求による延長請求	120
608	INPIに起因する過失による延長請求	免除
(VII) 証明書, 謄本及び写真複写		
621	2通目の地理的表示登録証の複写発行	140
609	調査証明書	85
610	手続に関する書類の証明	85
611	謄本	
	- 10ページまで	180
	- 10ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.20を加算して納付する
824-2	単なる写真複写	
	- 4ページまで	7
	- 4ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.20を加算して納付する
825-2	認証謄本	
	- 4ページまで	14
	- 4ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.40を加算して納付する
(VIII) 管理		
800	納付の追加 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	不定
801	納付の還付 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	免除

集積回路・回路配置に関する業務

コード	業務	料金(単位:BRL)
670	集積回路・回路配置登録出願	550
671	名称の変更(自然人)	40
672	商号の変更(法人)	40
673	宛先の変更	40
674	所有権の移転	65
675	利害関係人に起因する過失による登録証に係わるデータの訂正	40
676	代理の取下げ又は削除	免除
677	秘密請求の削除	免除
678	登録の取下げ	免除
824-8	単なる写真複写	
	- 4ページまで	7
	- 4ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.20を加算して納付する
825-8	認証謄本	
	- 4ページまで	14
	- 4ページ超	追加納付サービス(コード800)経由で1ページ追加するごとにBRL0.40を加算して納付する
800	納付の追加 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	不定
801	納付の還付 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	免除

ソフトウェアに関する業務

コード	業務	料金(単位:BRL)
730	ソフトウェア登録出願(RPC)	185.00
731	名称の変更(自然人)	185.00
732	商号の変更(法人)	185.00
733	宛先の変更	185.00
704	所有権の移転	185.00
719	秘密解除請求	908.00
747	利害関係人に起因する過失による登録証に係わるデータの訂正	185.00
709	登録の取下げ	185.00
736	代理の取下げ又は削除	免除
824-6	単なる写真複写 - 4 ページまで - 4 ページ超	7.00 追加納付サービス(コード 800)経由で1 ページ追加するごとにBRL0.20 を加算して納付する
825-6	認証謄本 - 4 ページまで - 4 ページ超	14.00 追加納付サービス(コード 800)経由で1 ページ追加するごとにBRL0.40 を加算して納付する
800	納付の追加 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	不定
801	納付の還付 当初の又は予備的な徴収案内番号(「当方番号」)を提供する	免除

コース及びプログラムにおける技術情報普及に関する業務

コード	業務	料金(単位:BRL)
520	遠隔のコースへの参加(**)	200.00

(*) 納付割引:本決議に規定するとおり、次のものには納付すべき手数料の最大 60%までの割引が適用される。

2006 年 12 月 14 日補充法 No. 123 に定義する零細企業、個人事業主及び小企業、並びに教育研究機関並びに公共団体が、自身の書類に係る場合。割引はすべてのコードに適用されるわけではない。

(**) INPI によって各コースに設けられた制限及び条件の範囲内で、政府のすべての地位の公務員に対して奨学金の全額が支給される。